

## 公立鳥取環境大学基金規程

令和2年9月1日  
公立鳥取環境大学規程第34号

### (設置)

第1条 公立大学法人公立鳥取環境大学（以下「法人」という。）に、公立鳥取環境大学基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 基金は、法人が設置する公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）における、学生への支援を充実させるとともに、教育研究環境を整備することを目的とする。

### (事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 修学援助など学生への支援事業
- (2) 教育研究施設・設備等の整備事業

### (特定基金)

第4条 特定の事業を実施するため、基金に特定基金を置くことができる。

### (基金の構成)

第5条 基金は、第2条の目的を寄附目的とする寄附金及び基金の果実をもって構成する。

### (運営委員会)

第6条 基金の管理運営に関する重要事項を審議するため、公立鳥取環境大学基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 基金の事業計画に関すること。
- (2) 基金の予算及び決算に関すること。
- (3) 基金の受け入れ及び運用に関すること。
- (4) その他基金の管理運営に関すること。

第7条 運営委員会は次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 常勤の理事
- (4) 副学長
- (5) 学部長
- (6) 研究科長
- (7) 人間形成教育センター長
- (8) その他理事長が必要と認めた者

2 運営委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

3 委員長に事故がある場合は副理事長が、その職務を代行する。

第8条 運営委員会は理事長が必要とするときに召集し、議長となる。

2 運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(寄附金等の受入れ及び管理)

第9条 寄附金等の受入れ及び管理については、この規程に定めるもののほか、公立大学法人公立鳥取環境大学寄附金取扱規程（平成24年規程第62号）の定めるところによる。

(事務)

第10条 基金の受け入れ及び運営等に関する事務は、総務課が行う。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。